

令和2年7月豪雨の被災者支援制度の継続について

～ 令和2年度に申請していない方は、もう一度確認してください ～

市では、国・県の制度で、申請期限が終了した支援策の一部について、市独自で継続して支援することとしました。また、令和3年度も継続して利用できる支援制度をまとめています。内容を確認し、早めに手続きをお願いします。詳細は、各担当課に問い合わせるか、市ホームページで確認してください。

● 大牟田市災害見舞金

災害により被災された世帯主に対し、災害見舞金を支給します。対象者には、り災証明書と一緒に申請書を郵送しています。昨年度に申請していない方は、期限までに申請してください。金額は一律で、世帯員1人につき5,000円を上乗せします。

- ▶ 対象 ①住宅が準半壊以上または床上浸水した世帯、②1カ月以上の治療を要する重傷者
- ▶ 支給額 ①住宅被害：1世帯あたり3万円(世帯員1人につき5,000円加算)、②重傷者：1人あたり3万円
※住民登録していない場合は金額が異なります。
- ▶ 申請期限 令和4年7月5日(火)まで

● 暮らし支援金(市独自支援) 災害見舞金に上乗せして支給します。

- ▶ 対象 大牟田市災害見舞金の対象となる世帯
- ▶ 支給額 1世帯あたり10万円
- ▶ 申請期限 令和4年7月5日(火)まで

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664

● 義援金の配分(第1次配分・第2次配分)

大牟田市に寄せられた義援金について、被災の区分に応じ、以下の金額をお配りします。対象者には市から申請書等を郵送しています。申請がお済みでない方は、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で返信してください。申請書受付後、2～3週間程度で口座振込を行う予定です。

区分		配分基準額
人的被害	死亡者	990,000円
	重傷者(3カ月以上)	495,000円
	重傷者(1カ月以上3カ月未満)	297,000円
住家被害	全壊	990,000円
	大規模半壊	742,500円
	半壊(中規模半壊を含む)	495,000円
	準半壊	247,500円
	準半壊に至らない(一部損壊)	99,000円

※り災証明書に記載の「住家の被害の程度」の区分に応じて配分します。

※床下浸水世帯についても、「準半壊に至らない(一部損壊)」以上の区分であれば、義援金の配分を行います。

※被災後にり災証明書に記載の世帯主が亡くなった場合、遺族の方に対し義援金をお渡しすることができます。

■問合せ 財政課 ☎41-2868 FAX 41-2552

● 就学援助

被災された児童生徒の保護者などに対して、公立小中学校の就学に必要な学校給食費や学用品費などの援助を行います。

■問合せ 教育委員会事務局 学務課 ☎41-2866 FAX 41-2862

● 住宅の応急修理

令和2年7月豪雨によって被災された方に対し、引き続き市において、応急的な修理を独自に支援します。

- ▶ **対象** リ災証明書で「大規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の住宅被害の認定を受けた方
※半壊（中規模半壊含む）または準半壊の場合は、自らの資力で修理が行えない世帯に限ります。
※従前、応急修理制度の支援を受けられた方は申請できません。
- ▶ **対象の工事** 居室や台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分
- ▶ **限度額** 大規模半壊または半壊：上限 59 万 5,000 円 準半壊：上限 30 万円
※上記の支援を受けられる方には、さらに市から一律 10 万円の追加支援も受けられます。
- ▶ **申請期限** 令和3年8月5日(木)まで

● 住宅支援（公営住宅への一時入居）

令和2年7月豪雨によって被災された方に対し、市営住宅および県営住宅を一時提供します。

- ▶ **対象** 準半壊以上または床上浸水した世帯で引き続き住むことができず、住宅にお困りの方
- ▶ **支援内容** 市営住宅の一時提供、入居可能な県営住宅の情報提供を行います
- ▶ **提供期間** 入居後6カ月。必要に応じて最大1年まで延長可
※住宅の建替えなど、相当期間を要する場合は最長2年まで入居可。
- ▶ **家賃等** 家賃、敷金は免除（共益費、光熱水費は自己負担）
- ▶ **相談先**
 - ①市営住宅への一時入居を希望する場合 ⇒ 市営住宅管理センター（☎41-0123）
 - ②県営住宅への一時入居を希望する場合 ⇒ 福岡県建築都市部県営住宅課（☎092-643-3739）

■問合せ 建築住宅課 ☎41-2797 FAX 41-2795

● 被災者生活再建支援金（基礎支援金 + 加算支援金）

居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に対し、支援金を支給します。

- ▶ **対象世帯・支給額** 下表のとおり ※単身世帯の場合は、いずれも 3/4 の金額になります。
- ▶ **申請期限** 基礎支援金 令和3年8月5日(木)まで / 加算支援金 令和5年8月7日(月)まで

対象世帯	支給額	
	①基礎支援金	②加算支援金（住宅の再建方法）
全壊世帯 解体世帯 ※1	100万円	建設・購入 200万円
		補修 ※3 100万円
		賃貸 ※4 50万円
大規模半壊	50万円	建設・購入 200万円
		補修 100万円
		賃貸 ※4 50万円
中規模半壊 ※2	—	建設・購入 100万円
		補修 50万円
		賃貸 ※4 25万円



- ※1 解体世帯は、リ災証明書が大規模半壊または半壊で、基礎含む家屋全体を解体した世帯です。
- ※2 中規模半壊に該当する世帯には、令和2年12月下旬に市より案内文書を郵送しています。
- ※3 解体世帯の場合、加算支援金は補修での申請ができません。
- ※4 賃貸は、公営住宅および市の借上げ住宅を除きます。

■問合せ 福祉課 障害福祉担当 ☎41-2663 FAX 41-2664

● 被災家屋の解体（費用償還）

損壊した家屋などの解体・撤去にかかった費用について、申請に基づき費用を償還します。

※公費解体の申請は2月26日で終了しました。今後は、解体費用の償還での支援となります。

- ▶対象 象 「半壊」以上の認定を受けた家屋、市の認定調査で「半壊」と同程度以上かつ、解体が必要と認められた空家、貸家、店舗など
※解体・撤去をはじめる前に必ず相談してください。
- ▶支援内容 解体・撤去に要した費用を市が定める基準額の範囲内で償還します
- ▶申請期限 令和3年10月29日(金)まで

■問合せ 環境業務課 公費解体担当 ☎41-2728 FAX 41-2733

● がけ地等復旧支援制度

令和2年7月豪雨によって被災したがけ地（人工がけ地を含む）のうち国・県の支援の対象とならないがけ地について、市独自に復旧工事費用の一部を支援します。

- ▶対象となるがけ地 勾配が30度を超え、かつ崩壊の垂直高さが3メートルを超えるがけ地で、がけの下端から、がけの高さの2倍の範囲内に住宅または市が管理する道路などがあるもの
- ▶対象者 がけ地の所有者、隣接する被災宅地等の利害関係人で、がけ地の所有者から工事の施工の委任を受けた方
- ▶対象となる工事 法面保護に係る工事、擁壁の設置および補強に係る工事などで、令和5年2月28日までに完了する工事
- ▶補助額 工事などに要する費用の50 / 100 ※上限額 200万円
- ▶申請期限 令和3年12月28日(火)まで

■問合せ 災害復旧対策室 ☎41-2738 FAX 41-2795

事業者の皆様へ

■問合せ 産業振興課 商業・サービス業支援担当 ☎41-2762 FAX 41-2751

■ 大牟田市なりわい再建上乗せ支援金

県が実施する「なりわい再建支援補助金」（被災した工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等を補助）に対し、市が独自に上乗せして支援金を交付します。県の採択後、速やかに申請してください。

- ▶対象 象 県補助金の交付決定を受けられた方であって、県補助金の対象となる施設・設備等が大牟田市内に所在するもの
- ▶支援金額 中小企業者および小規模事業者：県補助金額の2/15
中堅企業およびみなし中堅企業：県補助金額の1/5 ※いずれも上限額 100万円

■ 大牟田市被災小規模事業者再建事業上乗せ支援金

国が実施する被災小規模事業者再建事業「持続化補助金令和2年7月豪雨型」に対し、市が独自に上乗せして支援金を交付します。国の採択後、速やかに申請してください。

- ▶対象 象 国補助金の交付決定を受けられた方であって、国補助金の対象となる施設・設備等が大牟田市内に所在するもの
- ▶支援金額 国補助金の3/20 ※上限額 30万円